

## 市立大津市民病院本館棟照明設備 LED 化工事 プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本要領は、「市立大津市民病院本館棟照明設備 LED 化工事」の事業者選定にあたり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

### 2. 工事の概要

工事名称 市立大津市民病院本館棟照明設備 LED 化工事

工事内容 本館棟照明の LED 化

詳細は「市立大津市民病院本館棟照明設備 LED 化工事仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

工事期間 令和6年7月8日 から 令和7年3月31日 まで

病院概要 名称 地方独立行政法人 市立大津市民病院

所在地 滋賀県大津市本宮二丁目9番9号

外来受付 8時30分～11時30分

休診日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（救急診療は24時間365日体制）

診療科目 30診療科

病床数 401床（一般病床393床、感染症病床8床）

面会時間 平日：13時～19時、土日祝日：13時～17時

### 3. 実施形式

公募型プロポーザル方式による。

### 4. スケジュール

①公募及び資料配付開始	令和6年5月28日（火）
②現場確認受付開始	令和6年5月28日（火）
③現場確認実施期間	令和6年5月28日（火）～令和6年6月12日（水）
④質問受付期間	令和6年5月28日（火）～令和6年6月12日（水）
⑤質問回答	令和6年6月13日（木）（予定）
⑥企画提案書提出期限	令和6年6月25日（火）
⑦プレゼンテーション審査	令和6年7月 2日（火）
⑧審査結果通知	令和6年7月 3日（水）（予定）

### 5. 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、この告示の日から審査の日までにおいて、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人市立大津市民病院契約規程第6条第2項に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

でないこと。

- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 本プロポーザルに参加する他の事業者との間に、次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ（ア）にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等と同じくする子会社同士の関係にある場合
- (ウ) (ア) 又は (イ) と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
    - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
      - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
      - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
      - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
      - (d) 会社法348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
    - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
    - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
    - d 組合の理事
    - e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者
  - (イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
  - (エ) (ア) から (ウ) までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 過去5年以内に、400床以上の病院にて、7,000点以上のLED化工事（または業務）を完工（または履行）した実績を3件以上有すること。

## 6. 現場確認

現場確認を希望する事業者は、以下の手順に従い日程調整を行うこと。

①受付開始	令和6年 5月28日（火）
②実施期間	令和6年 5月28日（火） ～ 令和6年6月12日（水） 17時15分
③提出様式	任意様式（事業者名、担当者名、希望日時、参加人数、連絡先を明記すること。）
④提出方法	電子メールまたはFAXにより提出すること。 提出後は、電話にて提出完了の連絡を行うこと。
⑤提出先	地方独立行政法人市立大津市民病院 事務局 施設契約課 契約係

## 7. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、以下の手順に従い質問書を提出すること。質問への回答は、市立大津市民病院ホームページにおいて実施する。

なお、電話及び訪問による口頭での質問や、受付期間終了後に提出された質問は受け付けない。

①受付期間	令和6年5月28日（火） ～ 令和6年6月12日（水） 17時15分
②回答日	令和6年6月13日（木）（予定）
③提出様式	<b>【様式5】 質問書</b>
④提出方法	電子メールまたはFAXにより提出すること。 提出後は、電話にて提出完了の連絡を行うこと。
⑤提出先	地方独立行政法人市立大津市民病院 事務局 施設契約課 契約係

## 8. 参加申込の手続き

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本要領、仕様書及び市立大津市民病院契約規程等の内容を理解した上で、以下の書類を提出すること。

なお、令和6年度の天津市競争入札参加有資格者一覧に登録されている者は、下記ケ～スの書類については提出不要とする。

①提出期限	令和6年6月25日（火） 17時15分まで
②受付時間	8時30分から17時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
③提出書類	ア <b>【様式1】 参加申込書</b> 1部

	イ 【様式2】申請者の概要	10部
	ウ 【様式3】委任状 ※1	1部
	エ 企画提案書（任意様式）	10部
	オ LED対象ランプ一覧表（AI～AU列を入力し、LED 化工事点数、LED導入後電力総計及び電力量総計に ついて入力すること）	10部
	カ 見積書（任意様式）	1部
	キ 実績証明書（任意様式） ※2	1部
	ク 返信用封筒 ※3	2通
	ケ 完納証明書 ※4	1部
	コ 印鑑証明 ※5	1部
	サ 登記事項証明書 ※6	1部
	シ 【様式4】暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書	1部
	ス 役員名簿 ※7	1部
④提出先	〒520-0804 大津市本宮二丁目9番9号 地方独立行政法人市立大津市民病院 事務局 施設契約課 契約係	
	持参または郵送（提出期限内必着）に限る。 郵送により提出する場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、 郵便事故等については提案者のリスク負担とする。	
⑥費用負担	申請に関して必要な経費は、全て申請者の負担とする。	

- ※1 本社から営業所等へ契約等の権限を委任する場合のみ。
- ※2 5. 参加資格（7）に該当することを証明する書類（契約書の写し）。
- ※3 長型3号封筒（120mm×235mm）に返信先を記載し、84円切手を貼付したもの。
- ※4 以下のi～iiiに該当するもの。
- i 本店に係る市町村税分（当該市町村発行）
- ii 支店、営業所等が大津市に存する場合には大津市税分（大津市発行）
- iii 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税分（税務署発行）  
（i及びiiは直近1年度分の納期が到来した全ての税目とする。）
- ※5 発行日が3ヶ月以内のものとし、写しも可とする。
- ※6 本店直轄の法務局発行かつ発行日が3ヶ月以内のものとし、写しも可とする。
- ※7 氏名、ふりがな、性別、生年月日が記載されているもの。

## 9. 企画提案書記載事項

(1) 企画提案書に記載する事項は、次の事項を含み、①から④の順に作成すること。

### ① 事業者評価

- ア 応募者の組織体制及び施工体制、経営状況、事業内容及びこれまでの病院施工実績に関すること
- イ 手術室や病棟など特に施工に制限が伴う箇所に対する配慮がなされているか
- ウ 当院利用者及び職員に配慮した施工計画となっているか

- エ 既設設備撤去後の処理方法及び報告書は適切であるか
- ② 製品評価
- ア 製品寿命は十分であるか
- イ 使用機器は、規格・品質が信用に足るメーカーの製品であり、環境負荷軽減に配慮した設備の提案であるか
- ウ 手術室や病室における医療機器に対する干渉のない、低ノイズ機器が推奨される箇所において適切な機器選択となっているか
- エ 仕様書を満たす機能を網羅できているか（照度等既存以上の性能を満たしているか）
- オ 納入物品の製品寿命に対する保証期間は十分（5年以上）であるか、また機器の不具合による物品の取り替え、代替え及び修理等に要する工事保証期間は十分であるか。保証期間内の不具合対応に関すること
- カ 生産物賠償保険（PL 保険）証券の写しを提出可能な場合は明記すること
- ③ 価格評価
- ア 照明の現況把握及び LED 整備後の消費電力削減効果の検証について
- イ LED 整備後の削減効果に乖離があった場合の対応について
- ウ LED 照明を導入した場合と導入しなかった場合の電気料金及び消費電力量等を算出し、LED 保証期間内の効果を明確に示すこと。なお、その際の電気料金及び維持費については下記条件にて、税込での計算を行うこと。
- ・ 電力料金単価：19.17 円/kwh（税込）
  - ※燃料調整単価、市場価格調整単価、再エネ賦課金を含む
- エ 「LED 対象ランプ一覧表」の AI 列から AV 列を入力し、消費電力量の削減効果の根拠資料を作成し提出すること。
- オ 次の計算式にて算出した金額を明示すること。
- 計算式：総工事費用－（保証年数×年間削減電力量×19.17 円/kwh）
- ※税込で計算すること。
- ④ 自由提案（仕様書に定める事項以外の提案）に関すること

(2) 企画提案書は当院から提供される「LED 対象ランプ一覧表」を基に作成すること。なお、必要に応じ、図面等は随時提供する。

## 10. 審査方法

提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会にて審査を行う。審査における評価基準については別添（評価基準）参照。

①審査方法	企画提案書及びプレゼンテーション
②審査日	令和6年7月2日（火）
③発表時間	20分間程度
④質疑応答	10分間程度
⑤機材等	電子データによるプレゼンテーションを行う場合は、あらかじめ当院が準備したプロジェクターを利用することができる。

⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募者が多数の場合は、事前に書類審査を設けることがある。</li> <li>・応募者が多数の場合は、発表及び質疑応答の時間を変更することがある。</li> <li>・プレゼンテーションは本業務に従事する者が行うこと。</li> <li>・プレゼンテーションの参加人数は、1提案者あたり3名以内とする。</li> <li>・審査会場、審査日時等の詳細については、有効な申請を行った申請者に対して別途通知する。</li> </ul>
------	--

#### 1 1. 受託候補者の選定及び審査結果の通知

プロポーザル審査委員会は、審査基準に基づき、企画提案書及びプレゼンテーション審査の結果を総合的に評価して、受託候補者の選定を行う。

審査結果は、審査後速やかに、審査を受けた全ての申請者に対して文書にて通知する。

#### 1 2. 提出書類の取り扱い

- ・提出された全ての書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
- ・提出後の内容の変更、追加及び削除は認めない。
- ・提出後の再提出は受け付けない。
- ・当院が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができる。
- ・企画提案書の提出は、1提案者につき1案とする。
- ・企画提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等については、当院が必要と認める場合には、あらかじめ通知をした上で、その一部又は全部を無償で使用（複製、転帰または転写）することができるものとする。

#### 1 3. 契約の締結

審査の結果、最優秀と評価された提案者と協議を行い、契約を締結する。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、第2位以下の次点提案者から順に繰り上げて協議を行う。

- ア 5. 参加資格 に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- イ 契約の交渉が成立しないとき、または最優秀提案者が辞退したとき。
- ウ 提出書類に虚偽の記載を行ったことが判明したとき。
- エ その他の理由により契約を締結することが不可能となったとき。

#### 1 4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て申請者の負担とする。やむを得ない理由により当院が本プロポーザルを実施することができないと判断するときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、申請者が本プロポーザル方式に要した費用を当院に請求することはできない。
- (3) 参加申込書の提出後または企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに「【様式6】 辞退届」を提出すること。

- (4) 次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。
- ア 参加資格要件を満たしていない場合
  - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ウ 提出期限、提出先、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - オ プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合
- (5) 申請者は、本プロポーザルの申請のために得た情報について、第三者への公表等の他の目的に使用することはできない。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、その対象ではない。
- (6) 申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (7) 受託先等の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、委託者は契約の取り消しを行うことができる。この場合は、本業務の実施に係る費用については、受託先等が負担するものとする。
- 受託先等の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否等について、当院と受託先等との間で協議を行うものとする。
- (8) 企画提案書及びプレゼンテーションにおいて提案されたものは、追加費用なく確実に提案内容を実行すること。

#### 15. 問い合わせ先

地方独立行政法人市立大津市民病院 事務局 施設契約課 契約係

TEL : 077-526-8517

FAX : 077-521-5414

メールアドレス : [och1040@och.or.jp](mailto:och1040@och.or.jp)